

## 答 申

「平成28年10月26日に、私は総務管理局人事課に手紙を送り、〇〇課職員の〇〇と〇〇による私についての個人情報漏洩を告発した。これにより、内部で調査を行った結果、その事実はないという返答を受け取った。その内部調査のすべての内容と、「事実はない」という判断をした理由のわかる一切の文書」部分公開決定案件

### 第1 審査会の結論

平成29年7月3日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った公開決定（部分公開）は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経緯

#### 1 公文書公開請求

審査請求人は、平成29年6月18日、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「平成28年10月26日に、私は総務管理局人事課に手紙を送り、〇〇課職員の〇〇と〇〇による私についての個人情報漏洩を告発した。これにより、内部で調査を行った結果、その事実はないという返答を受け取った。その内部調査のすべての内容と、「事実はない」という判断をした理由のわかる一切の文書」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

#### 2 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対し、平成29年7月3日付けで公開決定（部分公開）（以下「本件処分」という。）を行った。

非公開とした部分は、個人の職、氏名、年齢、住所、電話番号及びメールアドレスで、理由は、条例第7条第2項第1号に規定する、特定の個人を識別することができる情報のため、及び第6号に規定する、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためである。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成29年9月6日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し「部分公開決定処分を取り消す。」との裁決を求める審査請求を行った。

当該公開請求に係る公文書には、条例第7条第2項第1号に規定する個人に関する非公開情報が含まれている。したがって本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、公文書の存否自体を回答すべきでないというものである。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

#### 1 本件公開請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）について

- ① ○○課職員に個人情報漏らされたとする電話への○○部からの報告（平成 27 年 10 月 2 日）
- ② ○○課職員へ人事上の対応並びに、刑事告発、懲戒処分、その他必要な措置を講ずることを求める投書への○○部からの回答（平成 28 年 11 月 9 日）

#### 2 本件公文書のうち非公開とした部分及び理由

本件公文書のうち、非公開とした部分は、個人の職、氏名、年齢、住所、電話番号、メールアドレス等の特定の個人を識別することができる情報（条例第 7 条第 2 項第 1 号）及び公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある職員のメールアドレス（条例第 7 条第 2 項第 6 号）である。

#### 3 本件公文書を公開決定（部分公開）した理由

公文書の公開については、条例第 8 条第 1 項において「実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に前条第 2 項各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。」と規定されている。

これを本件処分についてみると、審査請求人から請求のあった公文書には上記 2 (2) に記載のとおり条例第 7 条第 2 項第 1 号及び第 6 号に該当する情報が記録されていたが、当該情報が記録されている部分は容易に区分して除くことができるものであったため、条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、非公開情報が記録されている部分を除いた部分を公開したものであり、本件処分になんら違法または不当な点はないと説明している。

### 第4 審査請求人の反論

審査請求人が審査請求書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

#### 1 本件公開決定は、個人に関する非公開情報を漏洩するものである。

実施機関は、「条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、非公開情報が記録されている部分を除いた部分を公開したものであり、本件処分になんら違法または不当な点はない。」と主張する。しかしながら当該公開請求は、「私は総務管理局人事課に手紙を送り、○○課職員の○○と○○による私についての個人情報漏洩を告発した。これにより、内部で調査を行った結果、その事実はないという返答を受け取った。」という当該公開請求そのものが特定の個人を識別することができる請求である旨を明言している。その請求内容から個人識別情報を除くことは不可能であることから、公文書が存在するか否かを答えるだけで、個人の正当な権利利益が直ちに侵害されることは明らかであり、当該公開請求については条例第 10 条に該当する。

弁明書による「審査請求人から請求のあった公文書には上記 2 (2) に記載のとおり

条例第7条第2項第1号及び第6号に該当する情報が記録されていたが、当該情報が記録されている部分は容易に区分して除くことができるものであった」という主張は、当該公開請求そのものが保護すべき個人情報であることを理解しておらず、これの公開決定は保護すべき個人情報を漏洩することに他ならない。

情報公開請求の非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決書(平成29年9月8日付け29文第370号)によれば、「理由」2(1)「条例第7条第2項第1号の該当性について」イにおいて、「特定の個人からの施設の安全管理に関するメール」については、その内容は当然ながら、送付したという事実についても、条例第7条第2項第1号の非公開情報に該当する。」と判断している。さらに、同「理由」2(2)「条例第10条の該当性について」イにおいても、「特定の個人からの施設の安全管理に関するメール」については、(1)イのとおり送付したという事実についても、保護すべき個人情報と解され、その存否を明らかにするだけで非公開情報を公開することとなるため、条例第10条に該当する。」と判断している。

したがって、弁明書では「当該情報が記録されている部分は容易に区分して除くことができるものであった」と主張するが、本件公開請求に係る公文書から個人識別情報を除くことは不可能である。本件公文書の公開決定により、当該手紙の内容はもちろん送付したという事実も明らかにされており、個人情報は漏洩したのである。当該公文書を公開した主務課は、愛媛県個人情報保護条例違反及び愛媛県情報公開条例違反に問われなければならない。

## 2 本人からの請求であろうとも、個人情報を開示してはならない。

実施機関は、「本件処分になんら違法または不当な点はない。」と主張する。しかしながら、審査請求人が公開決定の取り消しを求める公文書は上記のとおり、当該公開請求そのものが特定の個人を識別することができる請求であることを明言しており、当該公文書そのものが保護すべき個人情報である。上記の裁決書による判断のとおり、「特定の個人からの施設の安全管理に関するメール」については、「送付したという事実についても、保護すべき個人情報と解され、そのメールの存否を明らかにするだけで非公開情報を公開することとなるため、条例第10条に該当する。」のである。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第3条及び条例第5条の規定のとおり、開示請求権制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、開示請求者が誰であるかは考慮されない。したがって、特定の個人が識別される情報であれば、本人からの請求であっても個人情報を開示することはできない。

したがって、この公開決定により個人情報保護法によって保護されるべき法益が著しく侵害されていることは明らかである。実施機関はその違法行為を認め、本件処分を取り消さなければならない。同じく、愛媛県庁「〇〇」の〇〇であった〇〇が、個人の権利利益を害するメールを〇〇市役所〇〇課の〇〇に送付したことも、守秘義務違反、個人情報の漏洩、愛媛県個人情報保護条例違反に該当する。それにもかかわらず、愛媛県知事は、〇〇を懲戒処分にするどころか〇〇に栄転させたのであるから、この罪状は徹底的に糾弾されなければならないと主張している。

## 第5 審査会の判断及び理由

### 1 本件対象公文書について

審査請求人が公開決定(部分公開)の取消しを求める公文書は、上記第3の1のとおり

### 2 本件処分に係る具体的な判断

#### (1) 非公開とした部分について

本件処分において、実施機関が非公開とした部分は、本件公文書①及び②に記載している「個人の職、氏名、年齢、住所、電話番号、メールアドレス」及び「職員のメールアドレス」である。

「個人の職、氏名、年齢、住所、電話番号、メールアドレス」については、条例第7条第2項第1号に規定する「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」と解され、同号ただし書きのア、イ及びウにも該当しないため、非公開とすることは妥当である。

また、「職員のメールアドレス」については、業務で使用するもので、公開された場合、業務外の着信等さまざまな支障が想定されることから、公にすることにより、県の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報として条例第7条第2項第6号に該当するものと解され、非公開とすることは妥当である。

#### (2) 公開(部分公開)された部分について

条例第8条第1項の規定によれば、「非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。」とされており、実施機関では、本件公文書について、上記(1)の非公開部分を除いた部分について公開したもので、妥当である。

#### (3) 審査請求人の主張について

##### ① 「本件公開決定は、個人に関する非公開情報を漏洩するものである。」との主張について

審査請求人は、「本件公開請求そのものが特定の個人を識別することができる請求であって、個人の正当な権利利益が侵害されるため、条例第10条を適用し存否応答拒否による非公開が相当」と主張する。

本件公開請求に係る公文書の件名は、第2の1のとおりであり、請求する公文書を特定するための「私」に関する記述はあるものの、それだけで特定の個人(「私」である請求人)が識別されるものではなく、「本件公開請求そのものが特定の個人を識別できる請求である」との審査請求人の主張は当たらない。

また、審査請求人が適用を主張する条例第10条については、本来、公開請求に対しては、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにし、公開又は非公開を決定すべきであるが、その例外として、「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公

文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」とされているもので、本件公開請求については、実施機関において、当該公開請求に係る公文書を特定し、非公開とすべき情報を除いて部分公開したもので、その内容は上記(1)及び(2)のとおり妥当なものと判断され、条例第10条の規定には該当しない。

審査請求人は、「情報公開請求の非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決書（平成29年9月8日付け29文第370号）」の記述を引用して反論の根拠としているが、当該裁決書に係る公開請求内容は、「特定の個人からの施設の安全管理に関するメールに起因する一切の文書」の公開を求めるもので、審査請求人とは異なる個人の氏名が明記されていたことから、この特定の個人の情報を保護するため、条例第10条を適用し、当該メールの存否自体を明らかにできないとして非公開決定した事案に係る解釈を記述したものであって、その記述の一部をそのまま引用して、異なる事案の反論とすることは適当ではない。

## ② 「本人からの請求であろうとも、個人情報を開示してはならない。」との主張について

審査請求人は、「特定の個人からの施設の安全管理に関するメール」については、「送付したという事実についても、保護すべき個人情報と解され、そのメールの存否を明らかにするだけで非公開情報を公開することとなるため、条例第10条に該当する。」のであるから、「特定の個人が識別される情報であれば、本人からの請求であっても個人情報を開示することはできない。」と主張する。

上記①のとおり、条件の異なる事案に係る解釈を、本件にそのまま適用することは適当ではなく、また、本件公開請求そのものが、特定の個人を識別できる請求には当たらないため、審査請求人の主張は適当ではない。

なお、審査請求人が第4の2において記述しているとおり、「条例第5条の規定のとおり、開示請求権制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、開示請求者が誰であるかは考慮されない。」したがって、本人からの公開請求であっても、他者から請求があった場合と同様の処分がなされるべきである。このため、実施機関では、特定の個人が識別される情報は、例え本人の情報であっても非公開とし残る部分を公開しており、妥当である。

## 3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

### 審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 10 月 4 日	諮問、実施機関から弁明書を受理
同年 10 月 10 日	審査請求人に弁明書を送付、反論書の提出を依頼
同年 10 月 24 日	審査請求人から反論書を受理、実施機関に送付（10 月 25 日）
同年 11 月 15 日	審査請求人から、口頭意見陳述を取りやめる旨通知
同年 12 月 5 日	審査会（第 1 回審議）
平成 30 年 2 月 6 日	審査会（第 2 回審議）

### 答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	